

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会*を実現するためには、行政、市民、各種団体、企業などのすべての人々や組織が、共通認識の下に一丸となって取り組んでいくことが必要です。そのため、広範・多岐にわたる各種施策を確実にまた効果的に推進するための体制を整備します。

(1) 市民による推進体制の整備

行動計画の効果的な推進を図るため、本計画の策定に携わった策定委員を中心に、「横手市男女共同参画懇話会（仮称）」を設置し、市民の目線から男女共同参画に関する各種施策について協議、検討するとともに、計画の進行管理を行います。

また、行政が行う男女共同参画に関する企画、事業へ参画するとともに、市民への意識啓発活動を推進します。

(2) 庁内における推進体制の整備

行動計画は、男女共同参画社会*の実現を目指す総合的かつ具体的な事業計画であり、その施策は行政のあらゆる分野に及んでいることから、計画の推進のためには男女共同参画推進室はもとより、市政全体において男女共同参画の視点に立った事業展開が必要であり、職員一人ひとりがその意義を理解したうえで企画、立案、運営していかななくてはなりません。

このため、庁内各課室所の職員からなる「男女共同参画庁内推進委員会（仮称）」を設置し、関係部局間の総合的な連絡調整を図りながら、各種施策の効果的な実施に結び付けます。

また、推進会議メンバーの研修などを実施し、職員への男女共同参画意識の普及啓発の推進役となります。

2. 市民団体との連携

男女共同参画社会*を実現するためには、法や制度の整備と併せて、市民一人ひとりの意識改革や生活の場での実践が必要であり、行政だけではなく地域や企業、市民団体との連携を図り、市民活動の広がりを支援し、ネットワーク作りを進めます。

(1) 市民活動の支援

男女共同参画を推進するNPO*などの団体や地域における活動団体の育成を図り、その主体的な活動を支援するとともに、ネットワーク作りを進めます。

(2) 市民の意見を反映させた施策の展開

市民や市民団体に対して市報やホームページなどにより情報を積極的に提供するとともに、企業やNPO*などの市民団体との情報交換の場を設けるなど、市民からの意見や要望などを施策に反映していきます。

3. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、「横手市男女共同参画懇話会（仮称）」や「男女共同参画庁内推進委員会（仮称）」に対して定期的に進捗状況を報告し、現状や問題点などを洗い出すとともに、緊急な課題や新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。